資料３－１

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第八十一号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十一条第一項の規定に基づき、有明海におけるがざみの採捕について、次のとおり指示する。

令和七年二月二十五日

日本海・九州西広域漁業調整委員会　会長　田　中　栄　次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による有明海がざみたも網その他すくい網の採捕禁止期間に係る委員会指示

１　指示の内容

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第百二十号）第二条第一項に規定する有明海において、令和七年六月一日から同年六月十五日までの間は、たも網その他のすくい網によりがざみを採捕してはならない。

２　指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までとする。

ガザミを採捕される皆様へ

資料３－２

ガザミの採捕禁止（6/1～6/15）

有明海では、６月１日～６月１５日の間、漁業者だけでなく一般の方もガザミをたも網その他のすくい網で採捕することは禁止されています!!

これは、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示による規制です。

有明海の概略

※有明海とは・・・

委員会指示の対象となる「有明海」は以下の直線及び陸岸によって囲まれた海面です。

- 長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線
- 熊本県染岳から高松山三角点に至る直線
- 熊本県天草上島恵比須鼻から大矢野岳に至る直線
- 熊本県三角灯台から中神島を経て三角岳に至る直線

※周年、全甲幅長１３ｃｍ以下の小型ガザミの再放流にも取り組んでいます。

福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県

水産庁九州漁業調整事務所
（問合せ先：TEL092-273-2004）

ガザミを採捕される皆様へ

資料３－３

ガザミ資源の保護・回復にご協力を!!

有明海のガザミ資源は依然低位のまま

ガザミ資源回復の取組を実施中

有明海ガザミ広域資源管理方針（令和３年3月18日公表）に基づき資源回復のための取組として

①抱卵ガザミ(黒デコ※)の保護（再放流・一時蓄養）
②小型ガザミの再放流　(全甲幅長１３cm以下)
③軟甲ガザミの再放流に努める
④たも網その他のすくい網による採捕禁止（6/1 ～ 6/15）＊
　＊漁業者だけでなく一般の方も採捕禁止
⑤種苗放流

などが行われています。

※　黒デコとは、数日後にはふ化する受精卵（黒い卵）を持つ雌ガザミのこと。

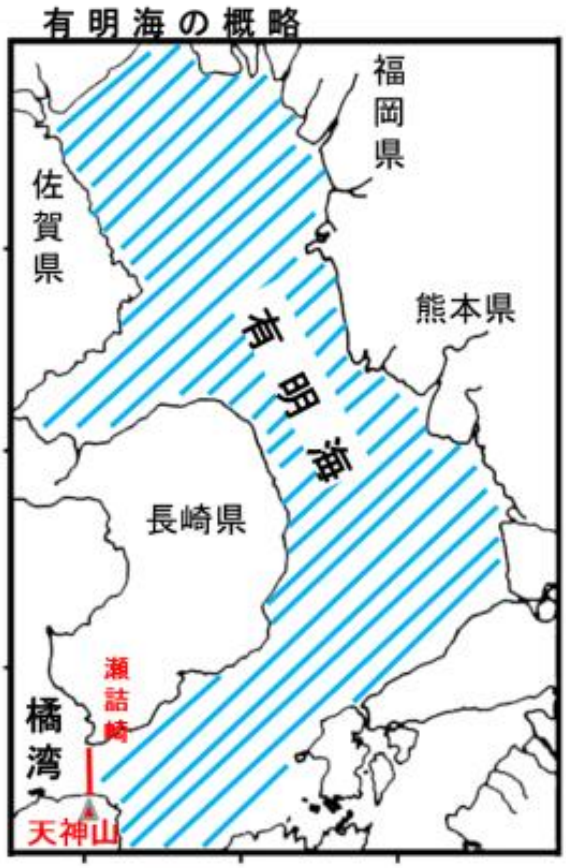

抱卵ガザミ(黒デコ)の保護

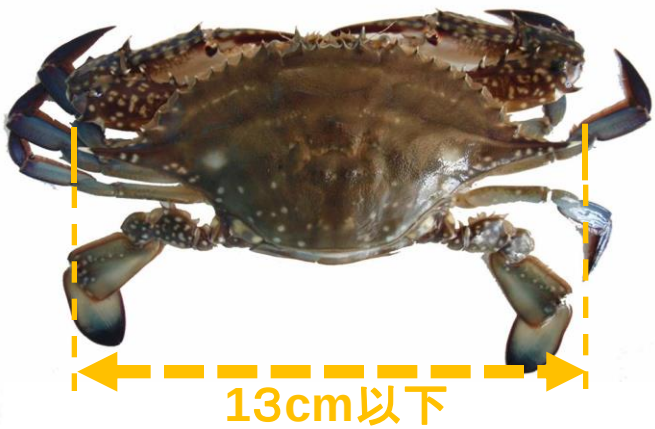

小型ガザミの再放流(全甲幅長13cm以下)

皆様のご理解、ご協力をお願いします。

福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県　水産庁九州漁業調整事務所
（問合せ先：TEL092-273-2004）

資料３－４

ガザミ資源の保護・回復に取り組んでいます!!

有明海では、ガザミの資源が大きく減少していることから、資源回復のために

①卵を持っている雌ガザミの保護
②小型ガザミの再放流（全甲幅長13cm以下）
③たも網その他のすくい網による採捕禁止（6/1 ～ 6/15）＊
　＊漁業者だけでなく一般の方も採捕禁止
④軟甲ガザミの再放流に努める
⑤種苗放流

などに取り組んでいます。

卵を持っている雌ガザミは放卵するまで保護しています。

資源保護、価値向上を図るため、軟甲ガザミの再放流に努めます。

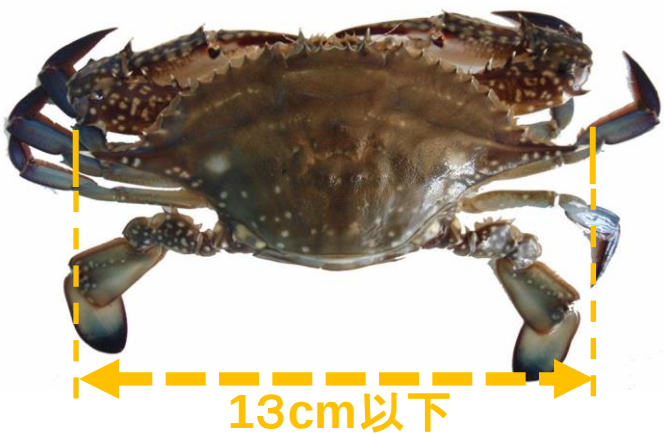

甲羅の長さが13cm以下の小型ガザミは再放流しています。

皆様のご理解、ご協力をお願いします。

福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県　水産庁九州漁業調整事務所
（問合せ先：TEL092-273-2004）

有明海ガザミ広域資源管理方針の概要

（令和3年4月1日～令和8年3月31日、必要に応じて見直し）

資料３－５

1. 資源の現状及び広域資源管理の必要性

・農林水産統計によるとガザミ類の漁獲量は、平成28年に過去最低の59トンを記録したが、令和4年は158トンであった。

・漁獲量及び関係県の調査から判断して、資源水準は低位。

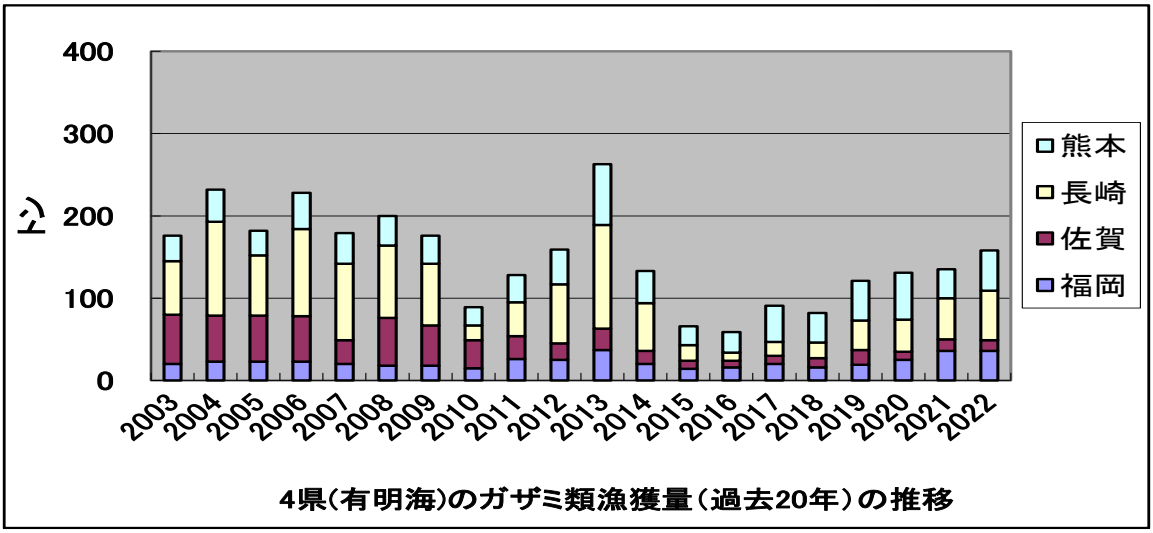

4県(有明海)のガザミ類漁獲量（過去20年）の推移

広域に分布・回遊するガザミ資源の維持回復のため複数県の関係漁業者等が連携・協力する「広域資源管理」の取組が必要

2. 資源管理方針の目標

・漁業経営への影響等を考慮しつつ、資源の減少に歯止めをかけ、漁獲量から見た現状の資源水準の維持・回復を図る。

3.「ガザミ広域資源管理検討会議」の設置

・資源状況や資源管理措置の実施状況、漁獲量等の把握を行い、広域資源管理方針の作成・見直し等を行う。

進行管理に必要な情報の収集

資源管理措置の実施状況、漁獲量等把握

関係漁業者・関係県、水産庁

資源状況の把握

関係県試験研究機関、水産庁

有明海ガザミ広域資源管理検討会議

役割：広域資源管理方針の作成・見直し（目標、管理方策）

【構成員】
漁業者代表：熊本県、長崎県、佐賀県、福岡県
県　　庁：熊本県、長崎県、佐賀県、福岡県
研 究 機 関：水産技術研究所
国：水産庁（九調）

【事務局】 水産庁（九調）

4. 広域資源管理のために講じる措置

（対象漁業：刺網、かご、小型機船底びき網、たも網その他のすくい網等）

○漁獲努力量の削減措置

①放卵ガザミ（黒デコ）の保護

・抱卵ガザミの再放流又は一時蓄養により産卵機会を確保。

②小型ガザミの再放流

・全甲幅長13cm以下の小型ガザミ再放流。

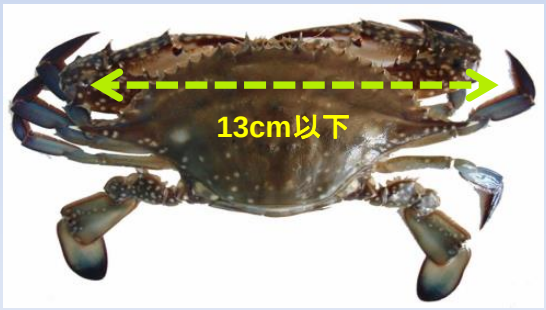

③軟甲ガザミの再放流

・資源保護のみならず、漁獲物の価値向上を図るため、軟甲ガザミは再放流に努める。

④採捕禁止期間の設定

・産卵期間（6月～8月）のうち15日間は、たも網その他のすくい網によるガザミ採捕を禁止。

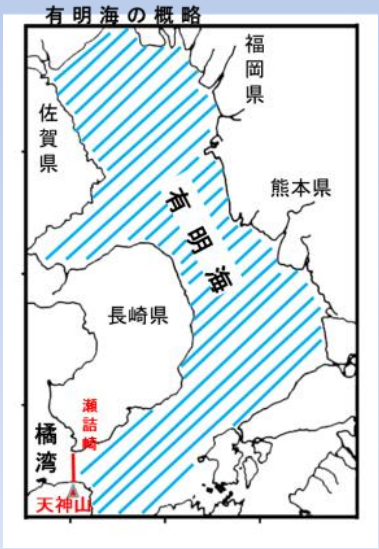

実効性を担保

広域漁業調整委員会指示

○資源の積極的培養措置

・健全種苗及び適地への種苗放流を実施。

○漁場環境保全措置
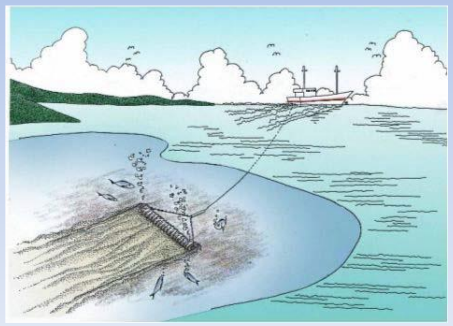
・海底耕うん、覆砂等による漁場環境の維持・保全の取組を行う。